

承第4号

専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月5日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第5号

専決処分書（下呂市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下呂市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

下呂市長 山内 登

# 下呂市税条例の一部を改正する条例

(下呂市税条例の一部改正)

第1条 下呂市税条例（平成16年下呂市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p><u>27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1</p>

改 正 後	改 正 前
<p>項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p>第24条 <u>第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p>2 <u>第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u></p>	<p>項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 (略)</p>

(下呂市税条例の一部改正)

第2条 下呂市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の</p>

改正後	改正前
<p>2まで、<u>第63条</u>若しくは<u>第64条</u>とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p>27 <u>法附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>第25条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p>	<p>2まで、<u>第61条</u>若しくは<u>第62条</u>とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～26 (略)</p> <p>27 <u>法附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第24条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

令和2年4月30日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が公布され、その一部が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。

（第1条による改正中附則第10条、第2条による改正中附則第10条関係）

(2) 生産性向上特別措置法の改正に伴い、対応する規定を改めます。

（第1条による改正中附則第10条の2、第2条による改正中附則第10条の2関係）

(3) 軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限が6月延長されることに伴い、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

（第1条による改正中附則第15条の2関係）

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因し、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けます。

（第1条による改正中附則第24条関係）

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためイベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者の入場料等を寄附金とみなし、個人住民税の税額控除の対象とします。

（第2条による改正中附則第25条）

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和15年度から令和16年度まで1年間延長します。

（第2条による改正中附則第26条関係）

(7) この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行します。

（附則関係）